

市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

厚生労働省通知 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン	現行計画	関係課	他計画との関わり
<b>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項</b>			
<p>ア 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項 ◆地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等</p>	<p><b>施策2&lt;防災・防犯対策の充実&gt;(P35)</b> ・避難行動要支援者名簿の運用 ・消防・消防団の強化 ・地域の防災組織等への支援 ・防災訓練の推進 <b>施策5&lt;福祉意識の醸成&gt;(P42~43)</b> ・社会教育における福祉教育の充実 ・男女共同参画社会づくりの推進 ・多文化共生社会の実現に向けた取り組みの推進 <b>施策6&lt;ユニバーサルなまちづくり&gt;(P46)</b> ・公共公益施設のバリアフリー化の推進 ・円滑な移動の確保</p>	<p>消防本部 危機管理室 学校教育課 人権啓発課 企画調整課 都市整備課 社会福祉課</p>	<p>&lt;まちづくり&gt; 精華町第6次総合計画 &lt;防災&gt; 精華町地域防災計画 &lt;人権&gt; 精華町第2次人権教育・啓発推進計画 精華町第2次男女共同参画計画 &lt;都市計画&gt; 精華町都市計画マスタープラン</p>
<p>イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 ◆地域の課題や資源状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策</p>	<p><b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P38)</b> ・高齢福祉に係る相談支援 ・障害福祉に係る相談支援 ・母子保健・子どもに係る相談支援 ・その他の相談支援</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 健康推進課 人権啓発課</p>	<p>&lt;高齢&gt; 精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画 &lt;障害&gt; 精華町第2次障害者基本計画 &lt;子育て&gt; 精華町児童育成計画・精華町第2期子ども・子育て支援事業計画 &lt;健康&gt; 第3期精華町健康増進計画・精華町食育推進計画</p>
<p>ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方 ◆既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方(ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等)</p>	<p><b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</b> ・絆ネットワークの強化</p>	<p>社会福祉課</p>	
<p>エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制 ◆生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策(生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等)</p>	<p><b>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P40)</b> ・生活困窮からの自立支援</p>	<p>社会福祉課</p>	
<p>オ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開 ◆利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」(2016年(平成28年)3月)等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ウ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</p>			

<p>カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>◆住宅セーフティネット法を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>			
<p>キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方</p> <p>◆生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階的に応じた適切な支援の在り方</p>	<p>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37~38)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆ネットワークの強化</li> <li>・相談窓口の周知</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>	
<p>ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</p> <p>◆自殺対策と各福祉分野(高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等)に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項(自殺対策基本法(平成18年法律第85号)に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる)</p>	<p>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P41)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策の推進</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>	
<p>ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <p>◆認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方</p> <p>◆権利擁護支援のための地域連携ネットワーク及びその中核となる期間の整備に関し、各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会、中核機関の設置・運営や家庭裁判所・専門職団体との連携確保、さらには後見等の担い手確保や市町村職員等の資質の向上等、各市町村の区域を超えた広域的な見地からの必要な助言その他の援助の在り方</p>	<p>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P40)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度の利用促進</li> </ul>	<p>社会福祉課</p>	<p>&lt;高齢&gt; 精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画 &lt;障害&gt; 精華町第2次障害者基本計画</p>
<p>コ 高齢者や障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方</p> <p>◆高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方</p>	<p>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37~38)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絆ネットワークの強化</li> <li>・高齢福祉に係る相談支援</li> <li>・障害福祉に係る相談支援</li> <li>・母子保健・子どもに係る相談支援</li> </ul> <p>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P41)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会の運営</li> </ul>	<p>社会福祉課 高齢福祉課 子育て支援課 健康推進課</p>	<p>&lt;高齢&gt; 精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画 &lt;障害&gt; 精華町第2次障害者基本計画 &lt;子育て&gt; 精華町児童育成計画・精華町第2期子ども・子育て支援事業計画</p>
<p>サ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方</p> <p>◆再犯防止推進法を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項</p>			
<p>シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <p>◆課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備(既存施設等の活用も含む)</p>	<p>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉に係る拠点施設の整備・活用</li> </ul>	<p>社会福祉課 健康推進課 人権啓発課</p>	

<p>ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理 ◆高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理</p>	<p><b>施策6&lt;ユニバーサルなまちづくり&gt;(P45)</b> ・生活圏域の見直しの検討</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課 自治振興課</p>	
<p>セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同基金等の取組の推進 ◆地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、そのための財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同基金によるテーマ型基金や市町村共同基金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組</p>			
<p>ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 ◆事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制</p>			
<p>タ 全庁的な体制整備 ◆地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制を整備</p>	<p><b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</b> ・絆ネットワークの強化</p>	<p>社会福祉課</p>	
<p><b>②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項</b></p>			
<p>ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 ◆福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携</p>	<p><b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37～38)</b> ・絆ネットワークの強化 ・相談窓口の周知 <b>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P40)</b> ・福祉サービスの充実と周知・利用促進</p>	<p>社会福祉課</p>	
<p>イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ◆社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備</p>			
<p>ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保</p>			
<p>エ 利用者の権利擁護 ◆成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備</p>	<p><b>施策4&lt;福祉サービスの充実&gt;(P40)</b> ・成年後見制度の利用促進</p>	<p>社会福祉課</p>	<p>&lt;高齢&gt; 精華町第9次高齢者保健福祉計画・精華町第8期介護保険事業計画 &lt;障害&gt; 精華町第2次障害者基本計画</p>
<p>オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策</p>	<p><b>施策2&lt;防災・防犯対策の充実&gt;(P35～36)</b> ・避難行動要支援者名簿の運用 ・地域の見守り活動の促進</p>	<p>社会福祉課 高齢福祉課</p>	
<p><b>③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</b></p>			
<p>○ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現 ◆民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進</p>	<p><b>施策1&lt;「我が事」で支えあう地域づくり&gt;(P33)</b> ・企業やサービス提供事業者のボランティア活動の促進</p>	<p>社会福祉課</p>	

④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項			
ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援 ◆活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ◆地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携	<b>施策1&lt;「我が事」で支えあう地域づくり&gt;(P33)</b> ・ボランティア・特定非営利活動への支援	社会福祉課 高齢福祉課	
イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ◆地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ◆住民等の交流会、勉強会等の開催			
ウ 地域福祉を推進する人材の養成 ◆福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ◆民生委員・児童委員活動の充実にに向けた環境整備	<b>施策1&lt;「我が事」で支えあう地域づくり&gt;(P32～33)</b> ・地域福祉活動のリーダー育成 ・多様な場を通じた地域福祉の担い手の確保 ・ボランティアの育成と技能向上 <b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</b> ・民生児童委員の活動支援	社会福祉課 高齢福祉課	
⑤包括的な支援体制の整備に関する事項			
ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (ア)地域福祉の関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ)地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ)地域住民等に対する研修の実施	<b>施策1&lt;「我が事」で支えあう地域づくり&gt;(P32)</b> ・地域福祉活動のリーダー育成 <b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</b> ・地域福祉に係る拠点施設の整備・活用	社会福祉課	
イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (ア)地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ)地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ)地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ)地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	<b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37～38)</b> ・絆ネットワークの強化 ・相談窓口の周知	社会福祉課	
ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (ア)支援関係機関によるチーム支援 (イ)協働の中核を担う機能 (ウ)支援に関する協議及び検討の場 (エ)支援を必要とする者の早期把握 (オ)地域住民等との連携	<b>施策3&lt;「丸ごと相談支援」の体制強化&gt;(P37)</b> ・絆ネットワークの強化	社会福祉課	
⑥その他			
○ 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等			